

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則について

1 趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正（令和8年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第4号）により、現行の保険料分としての基礎賦課額に加え、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額が設けられたことに伴い、改正に伴う事務の変更等に対応するため、減免額の算出方法及び様式の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 災害又は収入の減少による減免における減免額は、保険料の額の全部を減免する場合を除き、基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額ごとに算出し、それぞれ100円未満の端数処理を行い、それらの合計額とする。
- (2) 様式第42号、様式第43号、様式第49号、様式第51号及び様式第51号の2につき、「医療分」と「子ども分」の内訳を追加する等の改正を行う。
- (3) 様式第50号につき、減免前保険料額等の枠位置の組替えを行う。
- (4) その他、所要の規定の整備を行う。

3 施行日

令和8年4月1日

（様式第10号、様式第20号、様式第29号、様式第50号及び様式第52号の改正規定は公布の日）

4 経過措置

- (1) この規則による第31条及び第32条の改正規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- (2) この規則の施行の際現に作成されている様式は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。